8　施行令第四十条の五の三第九項に規定する財務省令で定める書類は、保険金の支払通知書の写しその他の書類で前項第二号に掲げる事項を明らかにするものとする。

第二十三条の七第五項第四号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該農地等を福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合　当該農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

第二十三条の七第三十七項第一号中「前項第一号に掲げる場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号ロ(2)中「当該営農困難時貸付け」を「新たな営農困難時貸付け」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第一号の新たな営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けにより行われた場合　次に掲げる書類

イ　第三十五項第一号に掲げる書類

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合　当該新たな営農困難時貸付けを行つた農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する当該公告をした者の書類

(2)　当該新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合　当該新たな営農困難時貸付けを行つた農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合　当該新たな営農困難時貸付けを行つた年月日を証する農地中間管理機構の書類並びに当該新たな営農困難時貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該新たな営農困難時貸付けを行つた農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

第二十三条の七の二第二項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合　当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

第二十三条の八第五項第二号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該特例農地等を福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合　当該特例農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

第二十三条の八の二第二項第一号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合　当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

第二十三条の八の七第三項を削り、同条第四項中「が寄託先美術館」を「が同条第二項第五号に規定する寄託先美術館（以下この条において「寄託先美術館」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項の規定」を「第四項の規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号イ中「第十六項第二号及び第十七項第二号」を「第十五項第二号及び第十六項第二号」に改め、同項第四号中「第十三項及び第十五項第一号」を「第十二項及び第十四項第一号」に改め、同項第八号中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項第五号中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第二十三条の十二の六第八項中「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の九第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実があつたことを知つた場合　次に掲げる事項

イ　当該事実が生じた旨

ロ　当該受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに当該認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ　当該事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容

ニ　その他参考となるべき事項

二　法第七十条の七の九第十四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同項に規定する認定を行つた場合　次に掲げる事項

イ　当該認定を行つた旨

ロ　受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに当該認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ　当該認定を行つた年月日並びに当該認定による変更前及び変更後の法第七十条の七の九第二項第五号に規定する移行期限

ニ　その他参考となるべき事項

第二十九条の見出し中「利用権設定等促進事業により」を「農用地利用集積等促進計画に基づき」に改め、同条第一項中「者が、申請により登記を受けようとする場合には」を「者は」に、「法第七十七条に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」を「同条第二項」に改め、「並びに当該土地の取得に係る法第七十七条に規定する農用地利用集積計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日」を削り、同条第二項を削る。